

# マイホームの取得等と所得税の税額控除

## 制度の概要



住宅ローン等を利用してマイホームの新築、取得または増改築等（以下「取得等」といいます。）をした場合で、一定の要件を満たすときは、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」または「**特定増改築等住宅借入金等特別控除**」の適用を受けることができます。

## 取得等に応じた要件等

新築の場合、中古住宅の場合など、それぞれの控除を受けるための要件、確定申告の際に必要な書類等については、国税庁ホームページをご覧ください

### 暮らしの税情報



マイホームを持ったとき

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/pdf/14.pdf>



マイホームを増改築等したとき

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/pdf/15.pdf>

### タックスアンサー



マイホームの取得や増改築などしたとき

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/code/index.htm#code01-03>

### 申告書の作成



国税庁 確定申告書等作成コーナー

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

## 確定申告相談のご案内

申告会場：香椎税務署 福岡市東区千早6丁目2番1号

電話番号：092-661-1031（音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。）

受付時間：午前9時から午後4時まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日は休みとなります。

※ 1月中旬（予定）からは、税務署に駐車場はありません。公共交通機関又は周辺の有料駐車場ご利用ください。

※ 申告相談でお越しの際は事前予約が必要となります。

事前予約は翌月の希望日まで受付を行います。（令和7年1月の相談予約は令和6年12月2日から受付開始）

住宅ローン控除の申告相談のために来場される場合は、事前予約の上、1月6日（月）から2月14日（金）までの期間にお越しください。